

# 訓令

## 埼玉県訓令第六号

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「含む。」の下に「、参与」を加え、「及び行政監察幹」を「、行政監察幹及び消防防災政策幹」に改める。

### 附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。